

「国の行政機関におけるネガティブ情報の公表に関する調査」の結果に基づく改善措置状況の概要

○調査の実施時期：平成 24 年 8 月～11 月

○所見表示（改善通知）の通知先：近畿総合通信局、大阪法務局、近畿財務局、大阪税関、近畿厚生局、大阪労働局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿運輸局、大阪航空局、近畿地方環境事務所

○所見表示（改善通知）年月日：平成 24 年 11 月 29 日

○関係機関の回答時期：平成 24 年 12 月～25 年 3 月

当局の所見表示（改善通知）要旨	関係機関の改善措置状況（回答要旨）
<p><b>1 ホームページによるネガティブ情報の積極的公表</b></p> <p><b>(1) 公表義務があるネガティブ情報の公表</b></p> <p><b>(大阪法務局) (近畿地方環境事務所)</b></p> <p>法令により公表等が義務付けられているネガティブ情報について、官報公告に加え、ホームページにおいても公表する措置を講ずる必要がある。</p>	<p><b>(大阪法務局)</b></p> <p>大阪法務局では、公表義務のある司法書士や土地家屋調査士等に対して行った懲戒処分に関する情報について、司法書士法や土地家屋調査士法の規定により官報公告を行っており、また、司法書士会及び土地家屋調査士会のホームページへ掲載され、周知されていることから、ホームページへの掲載を行っていないが、今後、電子的提供指針を踏まえ、情報提供の在り方について、各関係機関等と協議したいと考えている。</p> <p><b>(近畿地方環境事務所)</b></p> <p>平成 24 年 11 月 30 日にホームページに「土壤汚染対策」欄を新設し、その中に「指定調査機関の指定取消情報」欄を設けて、過去に近畿地方環境事務所において指定を取り消した事業者名を公表した。</p>

**(2) 行政機関自身が公表の必要があるとしているネガティブ情報の公表  
(大阪航空局)**

行政機関自身が公表の必要があるとしているネガティブ情報については、電子的提供指針の趣旨に沿って、ホームページにおいて積極的に公表する措置を講ずる必要がある。

**2 ホームページによるネガティブ情報の提供時期等の的確化  
(近畿運輸局)**

電子的提供指針の趣旨等を踏まえ、ホームページによるネガティブ情報の提供を的確に実施するために、公表基準を設けるなどによる実施の統一性の確保、行政指導後の速やかな実施について、措置を講ずる必要がある。

**(近畿総合通信局)**

電子的提供指針の趣旨等を踏まえ、ホームページによるネガティブ情報の提供を的確に実施するために、行政処分を実施した時点での公表について、措置を講ずる必要がある。

**(大阪税関)**

電子的提供指針の趣旨等を踏まえ、ホームページによるネガティブ情報の提供を的確に実施するために、処分内容（業務停止期間）を考慮した公表期間の適切な設定について、措置を講ずる必要がある。

**(大阪航空局)**

今後、当局ホームページの最新情報において、行政指導等の実施と同時に公表することとした。

また、国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの公表については、情報提供等掲載手順の確認を行い公表することとした。

**(近畿運輸局)**

(1) 事象にかかる重大性や利用者への影響の度合など整理を行い、公表に関する取扱いについて統一性を図るため検討を行っていくこととする。

(2) 文書警告（行政指導）については、施行日をもって各対象事業者に通知（メール、FAX等）するとともに、施行日と同日に当局ホームページに掲載する。

**(近畿総合通信局)**

今後、不法無線局を開設した民間事業者に対する行政処分を実施する場合は、当該行政処分を実施した時点で公表するよう措置する。

**(大阪税関)**

今後は処分期間満了まで掲示するよう改善した。

### 3 ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上

#### (近畿厚生局) (大阪労働局) (近畿経済産業局)

ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上を図るために、ネガティブ情報の掲載場所を集約する、一覧表を作成することなどによる情報の一覧性の確保により、ネガティブ情報が迅速に検索できるよう措置を講ずる必要がある。

#### (近畿厚生局)

ネガティブ情報に係る情報の検索性及び一覧性の向上に資するため、柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止等の行政措置を行った事例につき、行政措置を受けた柔道整復師の氏名や施術所名など、事例を特定する固有の情報が含まれた一覧表を作成するとともに、平成 25 年 2 月 28 日にホームページに掲載した。

#### (大阪労働局)

ホームページにおけるネガティブ情報利用の利便性の向上を図るために、次のとおりホームページの変更を行う。

- (1) 掲載場所の集約を行う。
- (2) 労働者派遣事業報告書未提出による行政処分以外の行政処分については、一覧表を作成し情報の一覧性を確保する。
- (3) 労働者派遣事業報告書未提出による行政処分については、処分日毎に整理を行う。

#### (近畿経済産業局)

- (1) ネガティブ情報のみを掲載するページ（「行政処分等」のページ）を作成して当該情報を集約し、それらの情報を法令ごとに整理した上で、各法令のページにおいては時系列で案件を掲載することにより一覧性の確保を図るための改善を、平成 25 年 3 月 26 日に実施した。
- (2) リンク切れの問題については、個別ページ毎に経済産業省本省等のホームページにリンクさせている方式を改め、上記のネガティブ情報のみを集約したページから全国情報を提供しているページへリン

**(中部近畿産業保安監督部近畿支部)**

ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上を図るために、  
i) ネガティブ情報の掲載場所を集約する、一覧表を作成することなどによる情報の一覧性の確保、ii) 掲載ページのタイトルの見直しにより、ネガティブ情報が迅速に検索できるよう措置を講ずる必要がある。

クを張るようにし、逐次リンク状態を確認するようにする。

- ① リンク切れとして指摘のあった平成 18 年 10 月 27 日付で「報道発表」欄に掲載の「特定商取引法違反の訪問販売業者に対する業務停止命令」の事例については、「近畿経済産業局ホームページ運営基本方針」に定められた掲載期間（5 年間）を超えているものとして削除を実施した。
- ② 経済産業省本省ホームページの該当ページが削除されたためリンク切れが発生していると指摘のあった平成 17 年 11 月 30 日付「報道発表」欄に掲載の「消費生活用製品安全法第 82 条に基づく緊急命令」の事例についても、上記①の事例と同様の理由により削除を実施した。
- ③ 経済産業省本省ホームページの該当ページが削除されたためリンク切れが発生していると指摘のあった平成 19 年 11 月 28 日以前に「消費者相談室」に掲載の「経済産業省が行った特定商取引に関する法律による行政処分」の事例については、本省ホームページの該当ページへの再リンクを実施した。

**(中部近畿産業保安監督部近畿支部)**

- (1) 過去数年間の報道発表資料等の中にネガティブ情報が散在していたものについて、各課トップページにバナーを設けて、ネガティブ情報を集約した専用のページに展開可能とした。
- (2) 個々のネガティブ情報の件名に、事業者名及び公表日を掲載することにより、事例を容易に検索可能とした。
- (3) 各課が掲載するネガティブ情報のバナータイトルを「行政処分・指導」と統一して、ネガティブ情報の掲載場所を分かりやすくした。

**(近畿財務局)**

ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上を図るために、掲載ページのタイトルの見直しにより、ネガティブ情報が迅速に検索できるよう措置を講ずる必要がある。

**(大阪航空局)**

ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上を図るために、本省ホームページへのリンク設定の案内の見直しにより、ネガティブ情報が迅速に検索できるよう措置を講ずる必要がある。

**(近畿財務局)**

平成 24 年 11 月 30 日にホームページの金融関係発表資料欄に新たなページを作成し、発表資料の中に散在していた情報を整理するとともに、掲載ページのタイトルの表現を統一して分かりやすくした。

**(大阪航空局)**

当局ホームページのトップページに、国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへのリンクバナーを 12 月 4 日に設置して、ネガティブ情報の掲載場所を分かりやすくした。